

開示項目一覧

1 銀行法施行規則第19条の2(単体)

銀行の概況および組織に関する次に掲げる事項

1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	8
(2) 各株主の持株数	8
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	8

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

2. 直近の中間事業年度における事業の概況	2~7
-----------------------	-----

3. 直近の三中間事業年度および二事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
--	--

(1) 経常収益	28
(2) 経常利益または経常損失	28
(3) 中間純利益もしくは中間純損失または当期純利益もしくは当期純損失	28
(4) 資本金および発行済株式の総数	28
(5) 純資産額	28
(6) 総資産額	28
(7) 預金残高	28
(8) 貸出金残高	28
(9) 有価証券残高	28
(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(36に規定する単体レバレッジ比率を除く。))	28
(11) 従業員数	28

4. 直近の二中間事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	44
---	----

5. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの	
---	--

(1) 資金運用収支	44
(2) 役務取引等収支	44
(3) 特定取引収支	44
(4) その他業務収支	44

6. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定ならびに資金調達勘定の	
--	--

(1) 平均残高	45
(2) 利息	45
(3) 利回り	45
(4) 資金利ざや	55

7. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの受取利息および支払利息の増減	45~46
---	-------

8. 直近の二中間事業年度における総資産経常利益率および資本経常利益率	55
-------------------------------------	----

9. 直近の二中間事業年度における総資産中間純利益率および資本中間純利益率	55
---------------------------------------	----

10. 直近の二中間事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	47
---	----

11. 直近の二中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	48
--	----

12. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	50
--	----

13. 直近の二中間事業年度における固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	50
---	----

14. 直近の二中間事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証および信用の区分をいう。)の貸出金残高および支払承諾見返額	51
---	----

15. 直近の二中間事業年度における使途別(設備資金および運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	51
---	----

16. 直近の二中間事業年度における業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	51
--	----

17. 直近の二中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	52
---	----

18. 直近の二中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	52
--	----

19. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値および期中平均値	56
---	----

20. 直近の二中間事業年度における商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。)	53
--	----

21. 直近の二中間事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高	53
---	----

22. 直近の二中間事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高	54
--	----

23. 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値および期中平均値	56
---	----

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

24. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	6
----------------------------------	---

銀行の直近の二中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
25. 中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	29~35
26. 次に掲げるものの額および(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権およびこれらに準する債権	52
(2) 危険債権	52
(3) 三月以上延滞債権	52
(4) 貸出条件緩和債権	52
(5) 正常債権	52
27. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	70~80
28. 有価証券に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	35~36
(2) 時価	35~36
(3) 評価損益	35~36
29. 金銭の信託に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	37
(2) 時価	37
(3) 評価損益	37
30. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	38~39
(2) 時価	38~39
(3) 評価損益	38~39
31. 電子決済手段	
(1) 取得価額または契約価額	39
(2) 時価	39
(3) 評価損益	39
32. 暗号資産に関する次に掲げる事項	
(1) 取得価額または契約価額	39
(2) 時価	39
(3) 評価損益	39
33. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	41
34. 貸出金償却の額	41
35. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき 公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	29
36. 単体自己資本比率および単体レバレッジ比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(単体自己資本比率を 除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	71

2 銀行法施行規則第19条の3(連結)

銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	2~7
2. 直近の三中間連結会計年度および二連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益またはこれに相当するもの	12
(2) 経常利益もしくは経常損失またはこれらに相当するもの	12
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益もしくは親会社株主に帰属する中間純損失または親会社株主に帰属する当期純利益もしくは 親会社株主に帰属する当期純損失	12
(4) 包括利益	12
(5) 純資産額	12
(6) 総資産額	12
(7) 連結自己資本比率	12

銀行およびその子会社等の直近の二中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。5において同じ。)	13~25
2. 次に掲げるものの額および(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権およびこれらに準する債権	26
(2) 危険債権	26
(3) 三月以上延滞債権	26
(4) 貸出条件緩和債権	26
(5) 正常債権	26
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	58~68
4. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報またはこれに相当するもの	26
5. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき 公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	13
6. 連結自己資本比率および連結レバレッジ比率(法第14条の2第2号に規定する基準に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を 除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	59

3 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
2. 危険債権	52
3. 要管理債権	52
4. 正常債権	52

4 平成26年金融庁告示第7号第11条(単体・自己資本の充実の状況)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第11号により作成)

70~71

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	71~73
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)および(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	-
(i) 事業法人向けエクスポージャー	-
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	-
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	-
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	-
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	-
(3) 証券化エクスポージャー	71~73
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額	
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	-
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	-
3. リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下同じ。)または信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	
(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティリスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)	-
(2) 内部モデル方式	-
5. オペレーションアル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1) 基礎的手法	71
(2) 粗利益配分手法	-
(3) 先進的計測手法	-
6. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第37条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)	71

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)およびエクspoージャーの主な種類別の内訳	74
2. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳	
(1) 地域別	74
(2) 業種別または取引相手の別	74
(3) 残存期間別	75
3. 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高またはデフォルトしたエクspoージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1) 地域別	74
(2) 業種別または取引相手の別	74
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
(1) 地域別	75
(2) 業種別または取引相手の別	75
5. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	75
6. 標準的手法が適用されるエクspoージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならびに第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額	76
7. 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	-
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
(1) 事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャーおよび金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛日の推計値の加重平均値を含む。)	-
(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	-
(3) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャーおよびその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛日の推計値の加重平均値	-
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析	-
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャーおよびその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	-
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャーおよびその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	-

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャーおよび金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。)	
(1) 適格金融資産担保	77
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	-
2. 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャーおよびその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。)	77

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	77
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	77
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	-
4. 2.に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る。)	-
5. 担保の種類別の額	77
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	77
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額	77
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	77

証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

1. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(2) 原資産を構成するエクスポートージャーのうち、三月以上延滞エクスポートージャーの額またはデフォルトしたエクスポートージャーの額および当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	-
(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-
(6) 保有する証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(7) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-
(9) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-
(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(11) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	-
2. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	78
(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	78
(3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	78
(4) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	78
3. 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポートージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	-
(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	-
(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	-
(5) 保有する証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(6) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-
(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	-
(9) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-

(10) 早期償還条項付の証券化工クスポートージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	-
(i) 早期償還条項付の証券化工クスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	-
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化工クスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化工クスポートージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	-
4. 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する次に掲げる事項	-
(1) 保有する証券化工クスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化工クスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(2) 保有する証券化工クスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化工クスポートージャーについて区別して記載することを要する。)	-
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化工クスポートージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-
(4) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化工クスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	-

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
3. 期末の追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均および最低の額	-
4. パック・テスティングの結果および損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	-

出資等または株式等エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

1. 中間貸借対照表上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表上額	-
(1) 上場している出資等または株式等エクスポートージャー(以下「上場株式等エクスポートージャー」という。)	79
(2) 上場株式等エクスポートージャーに該当しない出資等または株式等エクスポートージャー	79
2. 出資等または株式等エクスポートージャーの売却および償却に伴う損益の額	79
3. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	79
4. 中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額	79
5. 株式等エクスポートージャーのポートフォリオの区分ごとの額	-

リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャーについて、次に掲げるエクスポートージャーの区分ごとの額

1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー	80
2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー	80
3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー	80
4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー	80
5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポートージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー	80

金利リスクに関する事項(別紙様式第11号の2により作成)

80

5 平成26年金融庁告示第7号第13条(連結・自己資本の充実の状況)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第12号により作成)

58~59

定量的な開示事項

その他の金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

58

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
59~61
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳(v)および(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスボージャー
- (ii) ソブリン向けエクスボージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスボージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスボージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー
- (vi) その他リテール向けエクスボージャー

(3) 証券化エクスボージャー
59~61

2. 内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスボージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー

3. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスボージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー
68
- (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー
68
- (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー
68
- (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスボージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー
68
- (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスボージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスボージャー
68

4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

- (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外貨為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することをする。)
- (2) 内部モデル方式

5. オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法

6. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第25条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーおよび証券化エクスボージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)およびエクスボージャーの主な種類別の内訳

2. 信用リスクに関するエクスボージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスボージャーの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別または取引相手の別
- (3) 残存期間別

3. 三ヶ月以上延滞エクスボージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスボージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別または取引相手の別

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	63
(1) 地域別	63
(2) 業種別または取引相手の別	64
5. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	64
6. 標準的手法が適用されるエクスポートフォリオについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならびに第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポートフォリオの額	64
7. 内部格付手法が適用されるエクスポートフォリオのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートフォリオについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	-
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートフォリオの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
(1) 事業法人向けエクスポートフォリオ、ソブリン向けエクスポートフォリオおよび金融機関等向けエクスポートフォリオ 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートフォリオに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)	-
(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートフォリオ 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	-
(3) 居住用不動産向けエクスポートフォリオ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートフォリオおよびその他リテール向けエクスポートフォリオ 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポートフォリオに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	-
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポートフォリオの分析	-
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートフォリオ、ソブリン向けエクスポートフォリオ、金融機関等向けエクスポートフォリオ、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートフォリオ、居住用不動産向けエクスポートフォリオ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートフォリオおよびその他リテール向けエクスポートフォリオごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	-
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポートフォリオ、ソブリン向けエクスポートフォリオ、金融機関等向けエクスポートフォリオ、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポートフォリオ、居住用不動産向けエクスポートフォリオ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートフォリオおよびその他リテール向けエクスポートフォリオごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	-

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートフォリオ(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートフォリオの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートフォリオ、ソブリン向けエクスポートフォリオおよび金融機関等向けエクスポートフォリオごとに開示することを要する。)	65
(1) 適格金融資産担保	65
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	-
2. 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポートフォリオ(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートフォリオ、ソブリン向けエクスポートフォリオ、金融機関等向けエクスポートフォリオ、居住用不動産向けエクスポートフォリオ、適格リボルビング型リテール向けエクスポートフォリオおよびその他リテール向けエクスポートフォリオごとに開示することを要する。)	65

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	65
2. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	65
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	-
4. 2.に掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートフォリオ方式を用いる場合に限る。)	-
5. 担保の種類別の額	65
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	65
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロセクションの購入または提供の別に区分した額	65
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	65

証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額またはデフォルトしたエクスポートの額および当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

2. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

66

(2) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

66

(3) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

66

(4) 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

66

3. 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

-

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳

-

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)

-

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳

-

(5) 保有する証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

-

(6) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポートについて区別して記載することを要する。)

-

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポートの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

-

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳

-

(9) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額および主な原資産の種類別の内訳

-

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額

-

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

-

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポートを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

-

4. 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・リクに関する次に掲げる事項	-
(1) 保有する証券化エクスポート・リクの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポート・リクについて区別して記載することを要する。)	-
(2) 保有する証券化エクスポート・リクの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポート・リクについて区別して記載することを要する。)	-
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・リクの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	-
(4) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・リクの額および主な原資産の種類別の内訳	-

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	-
3. 期末の追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均および最低の額	-
4. バック・テスティングの結果および損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	-

出資等または株式等エクスポート・リクに関する次に掲げる事項

1. 中間連結貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	
(1) 上場株式等エクスポート・リク	67
(2) 上場株式等エクスポート・リクに該当しない出資等または株式等エクスポート・リク	67
2. 出資等または株式等エクスポート・リクの売却および償却に伴う損益の額	67
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	67
4. 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	67
5. 株式等エクスポート・リクのポートフォリオの区分ごとの額	-

リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・リクについて、次に掲げるエクスポート・リクの区分ごとの額

1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・リクまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・リク	68
2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・リクまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・リク	68
3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・リクまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・リク	68
4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・リクまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・リク	68
5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポート・リクまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート・リク	68

金利リスクに関する事項(別紙様式第11号の2により作成)

68